平成２７年（フ）第４４７号
大阪府松原市高見の里６丁目14番６号、前住所大阪市住吉区万代６丁目８番21号
債務者　上田　雅典
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９４１号
大阪府寝屋川市高柳２丁目51番11号
債務者　石田美千代
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２５号
大阪府寝屋川市寿町39番13号
債務者　渡辺　華代
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０１号
大阪市都島区都島北通１丁目１番14号　都島岡本マンション401号
債務者　有宗由起子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３号
岩手県陸前高田市広田町字小屋敷33番地３、前住所山形県米沢市杉の目町1763番地の２
債務者　砂田　淳一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２４号
岩手県気仙郡住田町世田米字畷畑36番地
債務者　和田　浩路
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４６号
岐阜県大垣市津村町１丁目69番地11　サンガーデンシミズＡ207号室
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５００号
埼玉県新座市新座２丁目13番６号　コアステージ101号室
債務者　高田　明宏
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
さいたま市岩槻区城町２丁目７番１―102号
債務者　川端　行輝
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
愛知県安城市新明町15番地５　コーポ南風102
債務者　石橋　博子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
埼玉県川口市朝日１丁目６番20号
債務者　菅野　　瞳
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
さいたま市西区大字佐知川1500番地７　エスポワール佐知川102
債務者　熊谷佑太郎
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
埼玉県本庄市児玉町高関179番地１　ケアセンター早稲田の森、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原1584番地　ケアハウス賀美邑
債務者　伊藤　賢治
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４７号
新潟県長岡市今井１丁目73番地　ドリームハイツⅡ105号室
債務者　松田　充成
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
新潟県長岡市蓮潟２丁目４番14号　第一飯塚アパート102号室、前住所新潟県長岡市古正寺１丁目3073番地―306　サーパス古正寺306号室
債務者　小林　宣樹
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
静岡県田方郡函南町仁田726番地
債務者　中川　　隆
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
静岡県田方郡函南町仁田726番地
債務者　中川　絹江
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係